

# 告示

## 埼玉県告示第七百八十四号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号。以下「法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成二十九年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日において現に設置されている工場又は事業場（施行日前までに法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。以下「既設工場等」という。）に係る特定排水（施行日以後に特定施設を新たに設置し、又は特定施設の構造等を変更するために法第五条又は第七条の規定による届出をした既設工場等に係る特定排水のうち、当該設置又は変更によって増加したものを除く。）の化学的酸素要求量、窒素含有量又はりん含有量に係る $C_c$ 、 $C_{c0}$ 、 $C_{ci}$ 、 $C_{cj}$ 、 $C_n$ 、 $C_{no}$ 、 $C_{ni}$ 、 $C_p$ 、 $C_{po}$ 又は $C_{pi}$ の値に係る業種の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成三十一年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

平成二十四年埼玉県告示第六十三号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）は、平成二十九年八月三十一日限り、廃止する。

平成二十九年七月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第二第一号イに掲げる区域

### 二 適用する工場又は事業場

法第二条第六項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

### 三 総量規制基準

#### (一) 化学的酸素要求量

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
一	昭和五十五年七月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

四	三	二
<p>昭和五十六年改正政令の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十七号。以下「昭和五十六年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>昭和五十五年七月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項から二十二の項に掲げるものを除く。）</p>
$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$	$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$

	七	六	五
昭和六十三年改正政令の施行により平成元年四	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百五十二号。以下「昭和六十三年改正政令」という。）の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>昭和五十七年改正政令の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第五百五十七号。以下「昭和五十七年改正政令」という。）の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）</p>
	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$	$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

<p style="text-align: center;">十一</p>	<p style="text-align: center;">十</p>	<p style="text-align: center;">九</p>	<p style="text-align: center;">八</p>
<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成三年政令第二百四十号。以下「平成三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>平成二年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（平成三年四月一日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	<p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成二年政令第二百六十六号。以下「平成二年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（平成三年四月一日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p>
$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$	$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$	$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$

十二	<p>平成三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年十月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$
十三	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百六十九号。以下「平成九年廃掃法改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
十四	<p>平成九年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十年七月二十九日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成九年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$
十五	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十年政令第七十三号。以下「平成十年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
十六	<p>平成十年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十年七月二十九日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$

	十七	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第四百十二号。以下「平成十一年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>		$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
	十八	<p>平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十二年三月十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>		$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$
	十九	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百一号。以下「平成十三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>		$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
	二十	<p>平成十三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十三年八月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>		$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$
	二十一	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百十七号。以下「平成二十四年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>		$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
<p>平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後法第五条又は第七条</p>				

の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

$$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$$

備考

この表に掲げる式において、 $Lc$ 、 $Cc$ 、 $Qc$ 、 $Cc_j$ 、 $Cc_i$ 、 $Cc_o$ 、 $Qc_j$ 、 $Qc_i$  及び  $Qc_o$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$Lc$  排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

$Cc$  別表第一化学的酸素要求量の欄(1)に掲げる数値（単位 リットルにつきミリグラム）

$Qc$  特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

$Cc_j$  別表第一化学的酸素要求量の欄(3)に掲げる数値（単位 リットルにつきミリグラム）

$Cc_i$  別表第一化学的酸素要求量の欄(2)に掲げる数値（単位 リットルにつきミリグラム）

$Cc_o$   $Cc$ と同じ値（単位 リットルにつきミリグラム）

$Qc_j$  平成三年七月一日（十二の項にあっては同年十月一日、十四及び十六の項にあっては平成十年七月二十九日、十八の項にあっては平成十二年三月十五日、二十の項にあっては平成十三年八月一日、二十二の項にあっては平成二十四年五月二十五日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合）にあっては、特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

$Qc_i$  昭和五十五年七月一日（四の項にあっては昭和五十七年七月一日、六の項にあっては昭和五十八年一月一日、八の項にあっては昭和六十三年十月一日、十の項にあっては平成三年四月一日）から平成三年七月一日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合）にあっては、特定排出水の量（ $Qc_j$ を除く。）（単位 一日につき立方メートル）

$Qc_o$  特定排出水の量（ $Qc_j$ 及び $Qc_i$ を除く。）（単位 一日につき立方メートル）

(二) 窒素含有量

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場

の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
一	平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
二	平成十四年十月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項から四の項に掲げるものを除く。）	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$
三	平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
四	平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$
備考	この表に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。	
Ln	排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）	

<p>Cn 別表第二窒素含有量の欄(1)に掲げる数値(単位 一リットルにつきミリグラム)</p> <p>Qn 特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Cni 別表第二窒素含有量の欄(2)に掲げる数値(単位 一リットルにつきミリグラム)</p> <p>Cno Cnと同じ値(単位 一リットルにつきミリグラム)</p> <p>Qni 平成十四年十月一日(四の項にあっては平成二十四年五月二十五日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Qno 特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 一日につき立方メートル)</p>
---

(三) りん含有量  
 りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
<p>一</p> <p>平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)</p>	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
<p>二</p> <p>平成十四年十月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場(次項から四の項に掲げるものを除く。)</p>	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$
平成二十四年改正政令の施行により新たに指定	

三	<p>地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$
四	<p>平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lp = (Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$
<p>備考 この表に掲げる式において、Lp、Cp、Qp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>Lp 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）</p> <p>Cp 別表第三りん含有量の欄(1)に掲げる数値（単位 リットルにつきミリグラム）</p> <p>Qp 特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル）</p> <p>Cpi 別表第三りん含有量の欄(2)に掲げる数値（単位 リットルにつきミリグラム）</p> <p>Cpo Cpと同じ値（単位 リットルにつきミリグラム）</p> <p>Qpi 平成十四年十月一日（四の項にあつては平成二十四年五月二十五日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 一日につき立方メートル）</p> <p>Qpo 特定排出水の量（Qpiを除く。）（単位 一日につき立方メートル）</p>		

別表第一

業種その他の区分		(1)			(2)			(3)			備考
		化学的酸素要求量 (単位：リットルにつきミリグラム)									
二	畜産農業	七〇	七〇	六〇	七〇	七〇	六〇	六〇	六〇		平成八年九月一日以後に特定施設 の設置又は構造等の変更に より増加する特定排出水の 量を除く特定排出水の量 (以下「平成八年九月一日 前の特定施設に係る量」と いう。)にあつては、化学的 酸素要求量の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 三〇、三〇、三〇とする。
三	天然ガス鉱業	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇		
四	非金属鉱業	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇		
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三〇	三〇		
六	乳製品製造業	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇		
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三〇	三〇		
八	水産缶詰・瓶詰製造業										
九	寒天製造業	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五		
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇		
一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）										
一二	冷凍水産物製造業										
一三	冷凍水産食品製造業	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三〇	三〇		
一四	水産食料品製造業（八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）										
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇		
一六	野菜漬物製造業	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三〇	三〇		
一七	味噌製造業	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	三〇	三〇		
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	四〇	四〇		
一九	うま味調味料製造業	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇		
二〇	ソース製造業	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇		
二一	食酢製造業	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三〇	三〇		
二二	砂糖精製業										
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	三〇	三〇		
二四	小麦粉製造業	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇		
二五	パン製造業	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇		
二六	生菓子製造業	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三〇	三〇		





一〇八	無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二〇	二〇	二〇	一	硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあ
一〇七	無機顔料製造業	二〇	二〇	二〇		
一〇六	電炉工業	二〇	二〇	二〇		
一〇五	ソーダ工業	二〇	二〇	二〇		
一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	二〇	二〇	二〇		
一〇三	複合肥料製造業	三〇	三〇	三〇		
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	三〇	三〇	三〇		
一〇一	製版業	五〇	五〇	五〇		
九七	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	二〇	二〇	二〇		
九六	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	八〇	八〇	六〇		
九五	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇		
九四	乾式法による繊維板製造業	二五	二五	一五		
九三	セロファン製造業	七〇	七〇	七〇		
九二	重包装紙袋製造業	三〇	二〇	一五		
九一	段ボール製造業	二〇	二〇	二〇		
九〇	塗工紙製造業	九〇	九〇	八〇		
八九	手すき和紙製造業	六〇	六〇	六〇		
八八	機械すき和紙製造業	四〇	四〇	四〇		
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	三〇	二〇	二〇		
八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラウンドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	五〇	四〇	四〇		
八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	一〇〇	一〇〇	七〇		
八四	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	九〇	九〇	八〇		
	パルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）					

							除く。)
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		六〇	六〇	四〇	一 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一五〇、一五〇とする。 二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。	つては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、四〇、四〇とする。 二 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		五〇	五〇	三〇	三 エビクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一八〇とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		三〇	二〇	二〇	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。	
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		四〇	四〇	四〇	一 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。 二 クロロブレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。	
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの		五〇	五〇	五〇	一 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二七〇、二六〇、二六〇とする。 二 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。	
一一四	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）		六〇	四〇	四〇		
一一五	脂肪族系中間物製造業		六〇	六〇	五〇	一 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二一〇、一九〇とする。 二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。 三 エビクロルヒドリン製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。	

一一六	メタン誘導品製造業	三〇	三〇	二〇	序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。
一一七	発酵工業	二二〇	一一〇	一一〇	
一一八	コーラタール製品製造業	一二〇	一二〇	一二〇	
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	八〇	八〇	三〇	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一九〇とする。
一二〇	プラスチック製造業	三〇	二〇	二〇	一 メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、五〇、五〇とする。 二 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。
一二一	合成ゴム製造業	四〇	四〇	四〇	一 乳重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。 二 クロロブレンダム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。
一二二	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	五〇	五〇	五〇	一 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一五〇、一五〇とする。 二 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	五〇	三〇	二〇	
一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	三〇	三〇	三〇	
一二五	合成繊維製造業	三〇	二〇	二〇	アクリル系繊維製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇とする。
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	四〇	四〇	三〇	
一二七	石けん・合成洗剤製造業	一〇	一〇	一〇	
一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	
一二九	塗料製造業				
一三〇	印刷インキ製造業	四〇	四〇	三〇	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	七〇	七〇	六〇	平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。







二二三	飲食店	五〇	四〇	三〇	平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するもの欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。
二二四	宿泊業				
二二五	リネンサプライ業	五〇	五〇	三〇	
二二六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	五〇	四〇	三〇	
二二八	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	六〇	六〇	六〇	
二一九	自動車整備業	二〇	二〇	二〇	
二二〇	病院	三〇	三〇	三〇	
二二二	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。）	四〇	四〇	三〇	一 第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの欄の値は、化学的酸素要求量の欄の順序に従い、三〇、二〇とする。 二 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。 三 二のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、二五、二〇とする。
二二三	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）	五〇	五〇	四〇	一 昭和五十五年七月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものであつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、九〇、九〇、六〇とする。 二 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。
二二四	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	四〇	三〇	二〇	一 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、四〇、二〇とする。 二 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、二〇とする。
二二五	ごみ処理業	三〇	三〇	三〇	
二二六	廃油処理業	二〇	二〇	二〇	
二二七	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	
二二八	死亡獣畜取扱業				
二二八	と畜場				



別表第二

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位：一リットル につきミリグラム)		備考
		(1)	(2)	
二	畜産農業	六〇	六〇	
三	天然ガス鉱業			
四	非金属鉱業	一〇	一〇	
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四〇	一五	
六	乳製品製造業	三〇	一五	
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	三〇	一〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	二〇	一五	
九	寒天製造業	二〇	一〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業			
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	二五	一五	
一二	冷凍水産物製造業	二五	一〇	
一三	冷凍水産食品製造業	三〇	一〇	
一四	水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	三五	一〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	二〇	一〇	
一六	野菜漬物製造業	二〇	一五	
一七	味噌製造業	二〇	一〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	一〇	
一九	うま味調味料製造業	二〇	一〇	
二〇	ソース製造業	三〇	一〇	
二一	食酢製造業	二〇	一〇	
二二	砂糖精製業	一五	一〇	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			
二四	小麦粉製造業	二〇	一〇	
二五	パン製造業	一五	一〇	
二六	生菓子製造業			
二七	ビスケット類・干菓子製造業	二〇	一〇	
二八	米菓製造業	二五	一〇	
二九	パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	三〇	一〇	
三〇	植物油脂製造業	一〇	一〇	







一一九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一五	一〇	窒素又はその化合物を原料として使用するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一五	一〇	六 酸化ジルコニウム製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	一五	一〇	七 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一五	一〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、一五とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	一五	一〇	窒素又はその化合物を原料として使用するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、二〇とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業（一一〇の項から前項までに掲げるものを除く。）			二 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇〇、三〇〇とする。
一一五	脂肪族系中間物製造業	一五	一〇	一 窒素又はその化合物を原料として使用するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八〇、一〇とする。
一一六	メタン誘導品製造業	一五	一〇	
一一七	発酵工業			
一一八	コーラタール製品製造業	三三〇	一七〇	
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一五	一〇	窒素又はその化合物を原料として使用するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、二〇とする。
一二〇	プラスチック製造業	一〇	一〇	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、二〇とする。
一二一	合成ゴム製造業	一五	一〇	窒素又はその化合物を原料として使用するものについては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。
一二二	有機化学工業製品製造業（一一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	二 イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値

一四九	一四八	一四七	一四六	一四五	一四四	一四三	一四二	一四〇	一三九	一三八	一三七	一三六	一三五	一三四	一三三	一二二		一三一	一三〇	一二九	一二八	一二七	一二六		一二五	一二四	一二三			
コークス製造業	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	石油精製業	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	イオン交換樹脂製造業	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	写真感光材料製造業	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	合成香料製造業	農薬製造業	火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業		医薬品原薬・製剤製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	石けん・合成洗剤製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		合成繊維製造業	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの			
五〇〇		二〇	二五	一五	一〇								一五	二〇	一五		一五				一五	一〇		一〇	一五	一〇	一〇			
三二〇		一〇	一〇	一〇	一〇								一〇	一〇	一〇		一〇				一〇	一〇		一〇	一〇	一〇	一〇			
																	医薬品原薬製造工程（室素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、室素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二五、二〇とする。								室素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、室素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、三五とする。				は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、一五とする。 三 メラミン製造工程にあつては、室素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八五〇、八五〇とする。	



二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。） 電気機械器具製造業又は情報通信	三〇	一〇	一	一	民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、
二〇四	電子回路製造業	三〇	一〇	一〇		
二〇三	一般機械器具製造業	二〇	一〇	一〇		
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	一〇	一〇	一 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、四〇とする。 二 アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八〇、三五とする。	
二〇一	電気めっき業	三〇	一〇	一〇	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、三五とする。	
二〇〇	非鉄金属製造業	二〇	一〇	一〇		
一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	一五	一〇	一〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。	
一九八	鉄粉製造業					
一九七	可鍛鉄製造業					
一九六	铸铁管製造業					
一九五	鋳鉄鋳物製造業（次項及び一九七の項に掲げるものを除く。）					
一九四	鋳鋼製造業	一〇	一〇	一〇		
一九三	鍛工品製造業	一五	一〇	一〇		
一九二	鍛鋼製造業	一〇	一〇	一〇		
一九一	表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	五五	一〇	一〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。	
一八〇	めっき鉄鋼線製造業	五〇	一〇	一〇		
一八九	めっき鋼管製造業	一五	一〇	一〇		
一八八	亜鉛鉄板製造業					
一八七	ブリキ製造業	一〇	一〇	一〇		
一八六	伸線業	一五	一〇	一〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、四〇とする。	
一八五	引抜鋼管製造業	二〇	一〇	一〇		
一八四	磨棒鋼製造業	一〇	一〇	一〇	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四五、四〇とする。	
一八三	伸鉄業	一〇	一〇	一〇		
一八二	鋼管製造業	一五	一〇	一〇		
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業					





別表第三

業種その他の区分	りん含有量 (単位一リットル につきミリグラム)		備考
	(1)	(2)	
二 畜産農業	八	八	
三 天然ガス鉱業	一	一	
四 非金属鉱業			
五 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	一六	一	
六 乳製品製造業	八・五	一	
七 畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	九	一	
八 水産缶詰・瓶詰製造業	三	一・五	
九 寒天製造業			
一〇 魚肉ハム・ソーセージ製造業	四	一・五	
一一 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	三	一	
一二 冷凍水産物製造業	三	一・五	
一三 冷凍水産食品製造業	四	一	
一四 水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	八	一・五	
一五 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三	一	
一六 野菜漬物製造業	四	一・五	
一七 味そ製造業			
一八 しょう油・食用アミノ酸製造業			
一九 うま味調味料製造業	一・五	一	
二〇 ソース製造業	四	一・五	
二一 食酢製造業	三	一・五	
二二 砂糖精製業	一・五	一	
二三 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	三	一・五	
二四 小麦粉製造業			
二五 パン製造業	二	一	
二六 生菓子製造業	三	一	
二七 ビスケット類・干菓子製造業			
二八 米菓製造業	七・五	一・五	
二九 パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	四・五	一・五	
三〇 植物油脂製造業	二・五	一	米糠を原料として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同







一三九	香料製造業（前項に掲げるものを	二	一	
一三八	合成香料製造業	三	一	
一三七	農薬製造業	二	一	
一三六	火薬類製造業	一・五	一	
一三五	動物用医薬品製造業	二	一	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	二	一	
一三三	生物学的製剤製造業	一	一	
一三二	医薬品製剤製造業	一	一	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	二	一	
一三〇	印刷インキ製造業	二	一	
一二九	塗料製造業	一・五	一	
一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	一・五	一	
一二七	石けん・合成洗剤製造業	二	一	
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	二	一	
一二五	合成繊維製造業	一	一	
一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	二	一	
一二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	二	一	
一二二	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一・五	一	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二、一とする。
一二一	合成ゴム製造業	一・五	一	
一二〇	プラスチック製造業	二	一	
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	三・五	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、九、四とする。
一一八	コーラタール製品製造業	二	一	
一一七	発酵工業	一・五	一	
一一六	メタン誘導品製造業	二	一	
一一五	脂肪族系中間物製造業	一・五	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四、二・五とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	一	
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	一	一	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二・五、一とする。
一一二	ゴム製造工程に係るもの	一	一	





二二三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	二	一	
二二二	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）			第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三、一とする。
二二一	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。）	六	一	
二二〇	病院	五	二	
二一九	自動車整備業	二・五	二	
二一八	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	四	二	
二一六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	七	一	
二一五	リネンサプライ業	八	一	
二一四	宿泊業	五	二	
二一三	飲食店	五・五	二	
二一二	弁当仕出屋又は弁当製造業	九	二	
二一一	共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。）	五	二	
二一〇	空瓶卸売業	四	二	
				化合物による表面処理施設を設置するものに限り、）にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、九、一とする。
				二 一 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できるもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二、一とする。 二 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三、二とする。
二〇九	下水道業	三	二	
二〇八	ガス製造工場	二	一	
二〇七	精密機械器具製造業	二・五	一	
二〇六	輸送用機械器具製造業	三・五	一	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り、）にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四・五、一とする。
二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	二	一	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四、一とする。
二〇四	電子回路製造業	一	一	
二〇三	一般機械器具製造業	三	一	

